

保振社振 18 第 50 号  
平成 18 年 4 月 5 日

一般債振替制度  
外債発行者  
発行代理人  
口座管理機関 各位

株式会社証券保管振替機構  
社債等振替業務部

## 国際機関債以外の外債の発行者の本国税制への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国際機関債（条約又は国際間の協定等によりその利子につき源泉徴収を免除されている国際機関等が発行する債券をいう。以下同じ。）以外の外債については、発行者の本国税制との関係において、発行者が社債権者の属性情報を確認するための対応を講じる必要がある等の課題が生じています（別紙ご参照）。この解決には、発行者の本国税制が振替制度に及ぼす影響を把握し、それに対応するための本制度の体制整備が必要となります。

このため、国際機関債以外の外債については、振替債としての新規発行、特例外債（既発債）の振替債への移行とも、発行者の本国税制への対応が本制度において可能であることが確認されたものを対象とすることとします。

これに伴い、国際機関債以外の外債については、当面の間、一括移行方式対象銘柄・事前預託方式対象銘柄の対象外とし、弊社ホームページにおいて公表する対象銘柄の一覧表から除外することとします。上記の確認が完了し、かつ、関係者における移行の対応が可能であるものについては、対象銘柄として追加的に公表する予定です。

弊社としては、本邦証券市場の国際化の一翼を担うものとして、外債の幅広い取扱いを目指しております。また、可能な限り早期に発行者の本国税制への対応について確認を行いたいと考えております。発行者の本国税制への対応の確認は、発行者及び発行代理人をはじめとする関係者から情報提供を受けて行うこととなりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以 上

### 【お問い合わせ先】

株式会社 証券保管振替機構 社債等振替業務部 一般債担当

E-mail : [sb@jasdec.com](mailto:sb@jasdec.com)

Tel : 03-3661-7193